

# 議 会 運 営 委 員 会 理 事 会 記 録

令和3年10月15日（金）②

杉 並 区 議 会

## 目 次

議会運営委員会理事会の会議記録について .....	3
定例会の日程について .....	3
全員協議会について .....	3
臨時会の申入れについて .....	5

議会運営委員会理事会記録

日 時	令和3年10月15日(金) 午後2時28分～午後2時37分
場 所	第3・4委員会室
出席理事 (8名)	理事 大 泉 やすまさ      理 事 井 口 かづ子 理 事 島 田 敏 光      理 事 山 田 耕 平 理 事 奥 山 たえこ      理 事 太 田 哲 二 理 事 新 城 せつこ      理 事 岩 田 いくま
欠席理事	(なし)
理事以外の 出席議員	議 長 大和田 伸      副議長 山本 ひろ子
出席理事者	
事務局職員	事務局 長 渡 辺 幸 一      事務局次長 内 藤 友 行 庶務係 長 久保井 悦 代      議事係 長 蓑 輪 悦 男 担当書記 出 口 克 己



(午後 2時28分 開会)

**大泉理事** ただいまより議会運営委員会理事会を開会いたします。

《議会運営委員会理事会の会議記録について》

**大泉理事** 初めに、議会運営委員会理事会の会議記録ですが、9月14日、9月24日の2回分について事前に各理事にお送りしておりますが、この内容で御承認いただけますでしょうか。

[「はい」と呼ぶ者あり]

**大泉理事** それでは、御承認いただきましたので、本日から公開の扱いといたします。

《定例会の日程について》

**大泉理事** 次に、第4回定例会の日程(案)について、事務局から説明をお願いします。

**議会事務局次長** それでは、資料1を御覧ください。令和3年第4回杉並区議会定例会日程(案)でございます。

会期は11月15日月曜から12月3日金曜までの19日間。初日と最終日は午後1時開会、2日目から中日は午前10時開会。常任委員会並びに特別委員会を1日1委員会として開催。以上の日程を提案させていただきます。

なお、日程(案)につきましては、本日の議運で承認された後、ホームページ等で周知する予定です。

**大泉理事** ただいまの説明について、何かございますか。——それでは、定例会の日程(案)については、この後の議会運営委員会に諮ることといたします。

《全員協議会について》

**大泉理事** 次に、全員協議会について、事務局から説明をお願いいたします。

**議会事務局次長** 資料2を御覧ください。

本日、10月15日付で、総合計画ほか5計画の策定について全員協議会で説明したい旨の申入れが区長からございました。この通知に基づき、全員協議会を10月29日金曜及び11月1日月曜に開催したらどうかと考えておりますが、いかがでしょうか。

**大泉理事** ただいまの説明について、何かございますか。——それでは、そのようにいたします。

続いて、全員協議会の実施方法について、事務局から説明をお願いいたします。

**議会事務局次長** 資料2を1枚おめくりいただければと思います。全員協議会の実施方法

についての案でございます。

全員協議会の実施方法（案）につきましては、直近の本年6月に開催の全員協議会の方法に倣い作成しておりますが、質疑については、答弁者が多くなることが予想されますので、会場については第3・第4委員会室を考えております。

それでは、詳細について説明をいたします。

1、案件ですが、杉並区総合計画、杉並区実行計画、杉並区区政経営改革推進計画、杉並区協働推進計画、杉並区デジタル化推進計画、杉並区区立施設再編整備計画（第2期）第1次実施プランの6計画です。

2、開催日時及び場所ですが、10月29日金曜午前10時から、議場にて説明を予定しております。また、11月1日月曜9時半から、第3・第4委員会室において質疑を予定しております。

3、実施方法ですが、基本的な実施方法はこれまでの運営方法に倣い、出席者調整など新型コロナウイルス感染症対策を踏まえた方法とします。

まず、質問時間ですが、各会派ごとの代表者による質問時間のみ計測します。時間は8分とし、一括質問、一括答弁とします。また、残時間表示を使用します。

出席者調整ですが、これまでの方法と同様で、定足数に留意しつつ、出入りを自由とします。

席次は、決特の席次に準じたものとしますが、進行は議長が行うため、決特の正副委員長を出している自民、公明両党の会派で協議を行っていただきたいと存じます。

もう1枚おめくりいただきたいと思えます。以上の内容を踏まえ、各会派の質疑時間は、全員協議会各会派別質疑持ち時間（案）のとおりでございます。

すみません、訂正をお願いいたします。今御説明いたしました資料の中で、日程のところですが、10月29日午前10時、第3委員会室とありますが、そこは議場で、誤りですので、訂正をお願いいたします。

**大泉理事** 今訂正がありましたけれども、訂正をしていただいた上で、ただいまの説明について、何かございますか。

**岩田理事** 念のための確認なんですけど、一括質問、一括答弁で、残時間がちょこっとあったら、再質はありということでもいいんですかね。どうなんでしょうか。

**議会事務局次長** 前例に倣いまして、1分でも1秒でも残時間があれば、その時間を使っていたいただいてもよろしいかと思えます。

**大泉理事** それでは、全員協議会の実施方法については、この後の議会運営委員会に諮ることといたします。

《臨時会の申入れについて》

**大泉理事** 次に、臨時会の申入れについて、事務局から説明をお願いいたします。

**議会事務局次長** 資料3を御覧ください。本日、10月15日付で、区長から第5回臨時会開催の申入れがございました。このことを踏まえ、臨時会、第4回定例会、全員協議会の日程についてまとめた案でございます。

10月29日金曜午前9時半から議運理事会を開催し、引き続き9時45分から議運を開催、案件は臨時会の議案説明を予定しております。その後、午前10時から全員協議会の開会を予定しております。10月31日日曜から各種計画の区民向け説明会が予定されておりますので、その前に議員の皆様説明のみを行う予定です。

11月1日月曜午前9時半から全員協議会の質疑を予定。

11月5日金曜午前9時から、臨時会の前に所管委員会への報告があるとのことですので、保健福祉委員会を開会。その後、第5回臨時会本会議。付託委員会の総務財政委員会を開催し、その後、議運理事会、議運。それらの終了後、本会議で採決を予定しております。その後、議運理事会。午後4時から4定の議運。午後4時半から一般質問通告を予定しております。

なお、一般質問の通告の開始については、議会運営申し合わせ事項で定例会の告示日の午後1時からと定めていることから、これまで午後1時を開始としておりましたが、今回は、臨時会の日程が入る関係で、臨時会の終了後で日程を組もうとすると、この時間になってしまいます。通告に関する関係法規として、会議規則第80条において、通告の期限を、本会議の3日前までに議長に通告することが定められているところですが、開始については特に定められていないことから、議運理事会において協議し、議会運営委員会において決定いただければ、変更は可能と考えております。

**大泉理事** いろいろ予定が込み入ってまいりますので、そういったことも含めて説明をいただきましたけれども、ただいまの説明について、何かございますでしょうか。——それでは、そのようにいたします。

日程は以上となりますけれども、ほかに何かございますか。——なければ、議会運営委員会理事会を閉会いたします。

(午後 2時37分 閉会)